

平成 21 年 9 月 24 日
環境まちづくり事業本部
土木部公園緑地課

日本銀行石神井運動場の整備の方向性について

1 運動場の概要

- (1) 所在地 練馬区石神井台一丁目 33 番
 - (2) 敷地面積 約 4.7ha
 - (3) 主な建築物 クラブハウス【昭和 62 年竣工:RC 造 2 階建:床面積約 1,700 m²】
体育館【昭和 62 年竣工:RC 造地下 1 階地上 2 階建:床面積約 1,800 m²】
 - (4) 法規制等 都市計画石神井公園（計画面積約 41.1ha）内未開設部分
用途地域：第一種低層住居専用地域（一部第一種住居地域）第二種風致地区
- ※ 別紙 1 . . . 日本銀行石神井運動場の概要
※ 別紙 2 . . . 航空写真

2 取得の経緯等

- (1) 平成 19 年 5 月、日本銀行（以下「日銀」という。）から区に対し「日本銀行石神井運動場（以下「日銀グラウンド」という。）を売却するので貸付を中止する」旨の申し入れ（平成 11 年に日銀は保養所と運動場を全廃する方針を公表）があった。
- (2) これを受け、区では、都区の役割上東京都が整備すべき公園であることから、都に当用地を取得し公園として開設するよう要請したが、都は、当用地が平成 27 年度までに優先的に整備着手する予定区域である「優先整備区域」に位置づけられていないことから、当面の事業化は困難との回答であった。
- (3) このままでは、当用地が民間業者に売却され住宅開発されることとなった場合、日銀グラウンドのみどりが減少するだけでなく、地下水の関係で隣接する国指定天然記念物「三宝寺池沼沢植物群落」の消失が危惧された。
- (4) このため、区としては、都区の役割分担を超え、区施行による公園整備を行ってでも、沼沢植物群落を後世まで残すべき区の貴重な財産と判断し、更に日銀や都と調整を重ね、まちづくり交付金や都市計画交付金による用地取得の財源を確保した上で、平成 20 年 1 月、区立公園として整備をすることとした。

その後、平成 20 年 2 月には、日銀と売買契約に係る基本合意書を取り交わしたところである。

3 整備の基本的な考え方

(1) 「三宝寺池」と連携した公園整備

ア 日銀グラウンドは、東京都市計画石神井公園区域の北西部にあり、国指定天然記念物「三宝寺池沼沢植物群落」に連なる台地上に位置する。

イ 沼沢植物群落を成り立たせている地下水涵養の視点から極めて重要であることから、日銀グラウンドのみどりとともに沼沢植物群落の保全を図るよう整備をする。

(2) 現行スポーツの利用継続と他の屋外運動施設との機能分担を踏まえた整備

ア 日銀グラウンドは、日銀との覚書に基づき、昭和 50 年から区民に開放してきており、区民がスポーツを楽しむことができる貴重な場として定着している。

イ そのため現状の区民利用の継続、充実が図られるようスポーツ活動のできる公園として整備する。

(3) 石神井の立地特性を活かした文化芸術・観光拠点としての整備

石神井の地域性および日銀のクラブハウスの施設状況等を活かし、文化芸術資産の公開場所などとし、観光・まち歩きの拠点として整備する。

(4) 高野台運動場の代替機能の検討

順天堂大学医学部附属練馬病院の医療機能拡充のための用地として、高野台運動場の利用が想定されるので、その代替機能（野球場 1 面・庭球場 4 面）が必要となる。今後、区有地等での代替機能の確保を検討していく中で、日銀グラウンドについても、その可能性を検討する。

4 整備方針

(1) 区が東京都の事業認可を受け、都市計画事業として施行する。

(2) 貴重なみどりと「三宝寺池沼沢植物群落」を保全し、スポーツ活動のでき、文化芸術・観光の拠点となる公園として整備する。

ア 地下水涵養・自然環境の保全に貢献する公園

(ア) 非舗装面積の確保、雨水浸透を徹底し、樹林を保護する。

(イ) 都立石神井公園からの利用者の動線を確保し、姫塚などの文化財や樹林との連続性・一体性を持たせた整備とする。

イ スポーツ活動ができる公園

現在利用しているテニス、少年野球、ソフトボール、少年サッカー、グラウンドゴルフ、少年ラグビーの競技は継続、充実できるよう配慮し整備を行う。

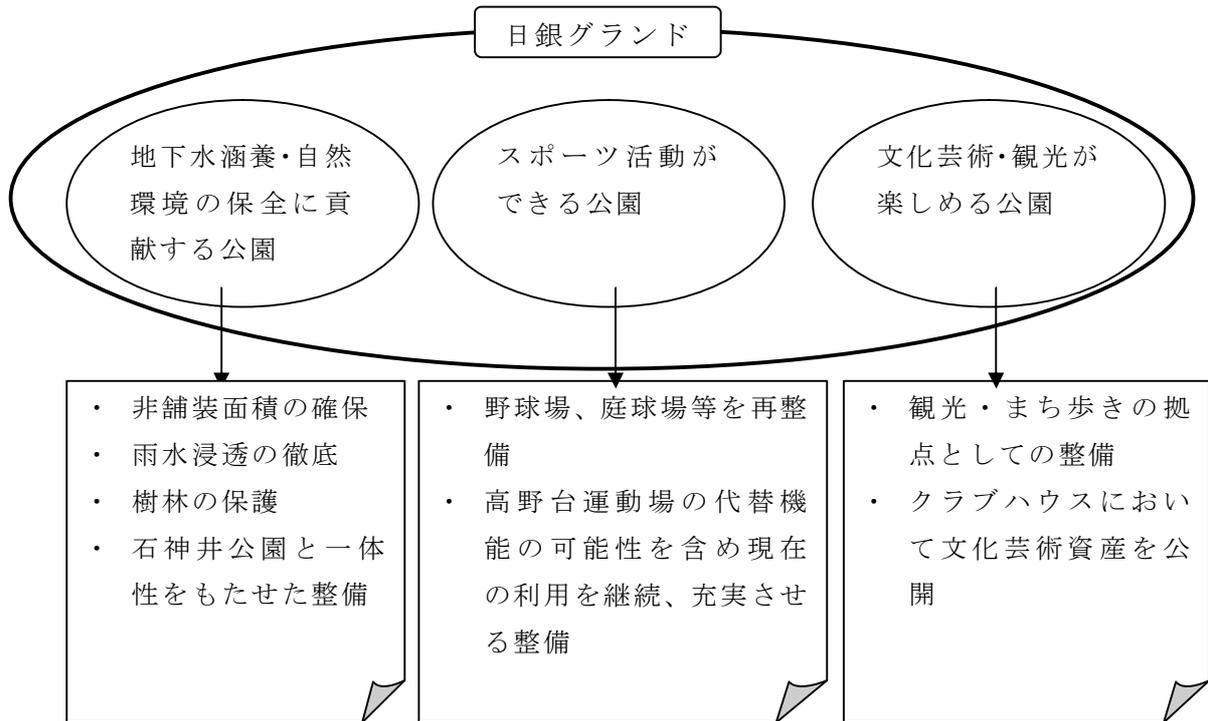
ウ 文化芸術・観光が楽しめる公園

(ア) 石神井公園、石神井公園ふるさと文化館、牧野記念庭園などの施設と連携し、回遊することなどにより、区西部地域の観光・まち歩きの拠点とする。

(イ) クラブハウスの一部を文化芸術資産の公開場所等として整備する。

(3) 防災機能の観点から、現行の緊急ヘリポート機能を確保する。

《イメージ》



5 整備にあたっての留意事項

(1) 都市公園法上の制約

ア 運動施設（グラウンド等）については、当該都市公園の敷地面積の 50% 以内とする。

イ 建築物（休養施設・運動施設・教養施設）の建築面積の総計については、当該都市公園の敷地面積の 10%以内とする。

(2) 既存建物等の活用

ア クラブハウス

改修等を行うことにより従来の屋外スポーツ施設利用者の利用に加え、文化芸術に資する施設として転用を図る。バリアフリー化のための改修工事を行う。

イ 体育館およびプール

(ア) 体育館については、現在雨漏りがひどく使用できない状態であることや特段の区民利用も考えにくいことから、撤去する。

(イ) プールについては、現在使用されていないことや仮に使用する場合においても設備維持にかかる経費や安全管理面での課題があることから、撤去する。

6 今後のスケジュール（案）

《平成 21 年度》

平成 21 年 9 月

環境まちづくり委員会へ「整備の方向性」を報告

基本計画検討委員会の設置

平成 22 年 1 月

基本計画（素案）の公表

・パブリックコメントの募集

平成 22 年 2 月

平成 22 年第一回定例会

・売買契約議案の提出

平成 22 年 3 月

基本計画の策定

《平成 22 年度》

売買契約の締結

基本設計

《平成 23 年度》

実施設計

《平成 24 年度》

整備

《平成 25 年度》

整備

《平成 26 年度》

平成 26 年春開園